

排水設備設置義務免除許可書

様

公共下水道管理者
松山市長

年 月 日付で申請のあった下水道法第10条第1項ただし書きの規定に基づく
下水の排出について、次のとおり許可します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
特定施設の種別	
放流量	通常 $\text{m}^3/\text{日}$ 最大 $\text{m}^3/\text{日}$
許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
許可の条件	
<p>(1) 許可に係る放流口以外から公共用水域に放流下水を放流しないこと。</p> <p>(2) 放流設備等と当該放流設備等以外の排水設備等が分離した排水系統であり、かつ、その排水系統を容易に確認できること。</p> <p>(3) 放流下水の水質が、下水道法施行令（昭和34年政令147号）第6条の規定により当該処理区域の終末処理場の放流水に適用される基準（認可を受けた事業計画における計画放流水質の基準をいう。）並びに水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき総理府令で定める排水基準及び同条第3項の規定に基づき条例で定める排水基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 放流下水について、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2で定める基準が適用されること。</p> <p>(5) 第11条で定める方法により水質試験を実施すること及びその結果を公共下水道管理者に報告すること。</p> <p>(6) 放流下水がし尿及びし尿を処理した水ではないこと。</p> <p>(7) 放流下水の量が測定できること。</p> <p>(8) 公共下水道管理者がその職員に許可を受けた者の事業所に立ち入らせ、放流下水、放流設備等又は排水設備等を検査させるときは、これに応じること。</p> <p>(9) 放流下水の放流について、放流先の河川、水路、排水管又は排水渠を管理するものの同意を得られること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか公共下水道管理者が必要と認めること。</p>	
その他	
許可に付した条件に違反した場合には、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、またはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。	